

大和市企業活動振興条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第39号

大和市企業活動振興条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市企業活動振興条例（平成30年大和市条例第 号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(奨励措置の申請)

第3条 条例第6条の奨励措置を受けようとする認定企業は、市長に奨励金交付申請書を提出することにより申請するものとする。

(奨励金の額の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるものにつき奨励金の額を決定し、奨励金交付決定通知書により当該認定企業に通知するものとする。

2 前項の場合において、条例第6条第2項第1号から第5号までに掲げる奨励金の額を算定するに当たり、同項第1号から第3号までに掲げる奨励金にあつては10,000円未満の端数があるとき、同項第4号及び第5号に掲げる奨励金にあつては1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(奨励金の交付時期等)

第5条 奨励金の交付時期（条例第6条第1項後段の規定により、奨励金を分割して交付（以下「分割交付」という。）する場合は、その最初の交付時期）は、条例第6条第2項第1号から第5号までに掲げる奨励金にあつては、当該立地が条例第8条の規定による認定を受けた事業計画（以下「認定計画」という。）のとおり完了したことを確認した後とし、同項第6号に掲げる奨励金にあつては、市長が相当と認めたときとする。

2 認定企業は、前項の規定により奨励金の交付を受けようとするときは、奨励金交付決定通知書に基づく請求書を市長に提出しなければならない。この場合において、分割交付する奨励金については、その期間内において毎年度、市長が指定する日までに当該年度分の請求書を提出

するものとする。

(健康企業の認定)

第6条 条例第6条第2項第6号の規定による認定は、国が制定した健康経営優良法人認定制度の認定を受けている企業に対して行うものとする。

(事業計画の提出)

第7条 条例第8条第1項の規定による事業計画の提出は、事業計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて、当該立地に係る売買、賃貸借又は工事請負の契約を締結する日の1月前までに行わなければならない。

(1) 法人の場合にあっては法人の登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し

(2) 定款その他これに類するもの

(3) 申請日から直近3年分の決算書(認定申請時において既に事業を開始している企業に限る。

事業を開始して3年以内の企業にあっては、全ての決算書)

(4) 奨励措置の対象となる土地の位置図、地積測量図及び登記事項証明書

(5) 奨励措置の対象となる家屋の配置図、平面図、立面図及び登記事項証明書

(6) 投下資本額を証する書類

(7) 資金調達を証する書類

(8) 事業内容及び事業計画を記載した書類

(9) 直近の国税、都道府県税及び市町村税の納付を証明する書類

(10) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、条例第6条第2項第5号に掲げる奨励金に係る事業計画認定申請書に添付する書類は、前項第1号から第3号まで、第8号及び第9号に掲げる書類のほか、賃貸借契約に関する書類とする。

3 第1項の規定にかかわらず、条例第6条第2項第6号に掲げる奨励金に係る事業計画認定申請書に添付する書類は、第1項第1号及び第2号に掲げる書類、社員の健康増進に係る事業内容及び事業計画並びに前条に規定する健康経営優良法人認定制度の認定を受けていることを証する書類とする。

(事業計画の認定等通知)

第8条 条例第8条第2項の規定による通知は、事業計画認定(非認定)通知書により行うものとする。

(認定計画の変更等)

第9条 認定企業は、認定計画を変更しようとするときは、認定計画変更申請書に変更内容を示す書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるものについて、認定計画変更承認通知書により認定企業に通知する。

(認定企業の地位の承継)

第10条 相続、営業譲渡、合併、分割その他の事由により、認定企業が行っていた認定計画に係る事業の全部を承継した企業は、市長の承認を受けて、当該認定企業の地位を承継することができる。ただし、条例第6条第2項第6号に掲げる奨励金に係るものを除く。

2 前項の承認を受けようとする企業は、承継の日から30日以内に認定企業地位承継承認申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 承継した事実及び年月日を証する書類

(2) 事業内容を明らかにする書類

(3) 直近の国税、都道府県税及び市町村税の納付を証する書類

(4) 法人の場合にあっては法人の登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承継の適否を決定し、認定企業地位承継承認（不承認）通知書により通知するものとする。

(認定の取消通知等)

第11条 市長は、条例第10条第1項の規定により認定を取り消したときは、当該企業に対し、認定取消通知書により通知するものとする。

2 市長は、条例第10条第2項の規定により奨励金の全部又は一部を返還させると決定したときは、奨励金返還通知書により通知するものとする。

(ロボット産業の範囲)

第12条 条例別表備考第1項の規則で定めるロボット産業は、ロボットの主要な部分の製造に係るものであって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 医療福祉関連ロボット産業（介護用若しくは医療用ロボット又は高齢者等への生活支援を目的とするロボットの製造に係るものをいう。）

(2) 防災関連ロボット産業（災害対応用ロボットの製造に係るものをいう。）

(報告等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、認定企業に対し、事業についての報告若しくは

資料の提出を求め、又は調査することができる。

2 認定企業は、奨励金の交付を受けている期間において毎年度、次に掲げる書類を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 資産保有状況報告書

(2) 当該年度の国税、都道府県税及び市町村税の納付を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(暴力団等の排除)

第14条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により奨励措置から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、企業が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会を行うことができる。

2 市長は、前項の照会により企業が暴力団等に該当するときは、奨励金の交付決定を行わない。

(様式)

第15条 この規則の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第 15 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	奨励金交付申請書	第 3 条
第 2 号様式	奨励金交付決定通知書	第 4 条
第 3 号様式	事業計画認定申請書	第 7 条
第 4 号様式	事業計画認定（非認定）通知書	第 8 条
第 5 号様式	認定計画変更申請書	第 9 条
第 6 号様式	認定計画変更承認通知書	第 9 条
第 7 号様式	認定企業地位承継承認申請書	第 10 条
第 8 号様式	認定企業地位承継承認（不承認）通知書	第 10 条
第 9 号様式	認定取消通知書	第 11 条
第 10 号様式	奨励金返還通知書	第 11 条
第 11 号様式	資産保有状況報告書	第 13 条